四、有限会社関高雄絹織物工場に対する件

昭和五一年（排）第七号

排除命令

鹿児島市下荒田一丁目二〇番三号
有限会社関高雄絹織物工場
右代表者　代表取締役　関　千代子

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。なお、右の者に対し、同条第二項の規定による聴聞をするため、あらかじめ期日及び場所を指定して聴聞の通知をしたが、正当な理由がないのに出頭しなかつた。

主文

一　有限会社関高雄絹織物工場は、昭和四九年九月から昭和五一年三月までの間に販売した大島つむぎについて一般消費者の誤認を排除するために、速やかに、右期間に販売した女物経緯絣の大部分は、大韓民国において製織されたつむぎ（以下「韓国製つむぎ」という。）であつて、わが国において製織されたつむぎではなかつた旨を公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、その供給する韓国製つむぎについて、本件事実二の㈠及び㈡又は㈢若しくは㈣記載の方法に

より、わが国において製織されたつむぎであると一般消費者に誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

三　同社は、第一項に基づいてとつた措置について、速やかに、文書をもつて、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　有限会社関高雄絹織物工場（以下「関絹織物」という。）は、肩書地に本店を置き、絹織物の製造販売業を営む事業者である。

二(一)　関絹織物は、昭和四九年八月から昭和五〇年三月にかけて、国内の輸入業者から仕入れた韓国製つむぎの女物経韓絣のうち「MADE IN KOREA」等の表示のあるもの及び無表示のもの約一、〇〇〇反について、表示のあるものはその部分を切り取り、それぞれの口織部分に「本場大島」の文字及び日の丸の図柄又は「本場奔美大島」の文字を補織した。

(二)　関絹織物は、更に、前記(一)記載の口織部分を補織した韓国製つむぎのうち約七〇〇反について、国内産つむぎの事業者団体の検査に合格したかのようにみせかけるため、これらの韓国製つむぎに、昭和四九年九月から昭和五〇年七月にかけて、自己の作製した「鹿児島縣織物工業協同組合」の表示のある証紙及びシールをちよう付し、また、自己の作製した「鹿児島縣織物工業共同組合合格」の印を前記証紙に押印した。

三　しかして、関絹織物は、昭和四九年九月から昭和五一年三月までの間に、前記二の補織等を行つた韓国製つむぎを主として九州地区及び関西地区の取引先を通じ一般消費者に販売した。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、関絹織物は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第三号の規定に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」（昭和四八年公正取引委員会告示第三四号）第二項第一号及び第三号に該当する表示をしているものであつて、かかる行為は、同法第四条第三号の規定に違反するものである。

よつて、主文のとおり命令する。

昭和五一年一〇月一六日

公正取引委員会

委員長　澤田悌

委員　橋本徳男

委員　瀧川正久

委員　青山春樹